

和束町国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 平成29年10月5日(木)
午後8時00分～
場 所 商工会館研修室

出席委員 公益代表：中井喜彦会長、前田正子副会長、松田隆之委員
被保険者代表：籠嶋 渉委員、大西慶子委員、渡邊千代美委員
保険医等代表：柳澤 衛委員、山口政延委員
和束町 堀町長、久保診療所事務長
事務局(税住民課)：細井課長、久保課長補佐、吉田保険年金係長

1. 開 会

2. 委嘱書交付

町長から渡邊委員に委嘱書を交付。

前任者(小西享子委員)の退任により、後任に渡邊委員が就任された。任期は前任者の残任期間である平成30年8月31日まで。

3. 会長あいさつ

諮問案件ではないが、過日の議会で平成28年度の国民健康保険特別会計が認定されたのでその説明を聞き、忌憚のない意見をお願いします。

4. 町長あいさつ

今回、決算について報告し来年4月から国民健康保険制度が変わることになっておりそれについて委員のみなさまのご意見をいただきたい。

5. 議 事

会議録署名委員の指名	被保険者代表：籠嶋 渉委員 保険医等代表：柳澤 衛委員 を指名
------------	------------------------------------

1) 平成28年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

税住民課及び国保診療所	税住民課から平成28年度和束町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算について、国保診療所から平成28年度和束町国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)歳入歳出決算について説明。
-------------	---

委員	両勘定とも黒字であるのに一般会計からの繰り入れがあるのはなぜか。
----	----------------------------------

税住民課	事業勘定については法定の繰り入れとなっている。
診療所	<p>補填として一般会計からの繰入金を充てているが、運営上繰入金なしにはいけない。</p> <p>今年度は黒字1千万、繰り入れ1千万でとんとんであるが、繰入金なしでは経営が厳しい。</p>
委員	<p>昨年度大赤字だったので、運営上の問題があるにしても、繰入金なしでも改善しているのではないかと思った。</p> <p>一般会計からの繰り入れをやめようということで都道府県化になったと聞いていたが、これだけ繰り入れがあると和東町ではまだまだ健全ではないという趣旨で質問した。</p>
税住民課	一般会計からの繰り入れをなくしていこうというのは事業勘定において決算補填目的であったり、保険料軽減目的といった法定外の繰り入れのことです。
診療所	直診勘定においては法的なものはないが、繰り入れは運営上の問題もあり、必要経費的にあるということで理解している。差し引きの純繰越金は翌年度の運営に回し一般会計からの繰入金を減らしていこうという趣旨もある。
委員	運協で問題にすべきものかどうかは別だが、今年は1千万であったが2千万が長いこと続いているのは、健全ではない。これを出さないと診療所が成り立たないということがわかっているのをこれをどうにかするというのをどこかで表明されたほうが良いと思う。
町長	<p>和東町は近隣から比べたら先生方の努力によって医療が守られてきた。過疎地域になってきたことから一次診療施設を守ることがますます大事になっている。</p> <p>法定外負担金というのがあるが、町とすれば特交などいろんな要素で国に申請している。今回プラスマイナスは0であるが、運営上国に説明できるのはこの限度である。</p>
委員	繰り入れが続いているのは医療にお金がかかるということについて町民が理解しているというふうにとれたらそれでいいが、本当にそうなのか。能勢町（大阪府）では2ヶ所あった診療所が閉鎖されたという厳しい現実がある。そのような現実の中で赤字を出しながらも診療所を維持している

	<p>ことについて町民の理解を得る必要がある。しかし決して健全とはいえないということを理解しておく必要があり、運協でもそういう共通認識を持つ必要がある。</p>
町長	<p>先生方のおかげで安定した医療体制を持っているということは非常に大事なこと。議会の中で診療所の維持という方法で決算認定いただいている。</p>
委員	<p>直診勘定の総務費の減額が人件費ということだがその詳細を。</p>
診療所	<p>医師の退職と職員の休職に伴うもの。</p>

2) その他

税住民課	<p>税住民課から配布資料に基づき国民健康保険の都道府県化について説明。</p> <p>国民健康保険制度の現状と見直し内容。都道府県と市町村の役割分担。見直しによる効果。サービスの拡充内容。</p> <p>京都府国民健康保険運営協議会で議論されている「京都府国民健康保険運営方針（中間案）」の概要について説明。</p> <p>保険税について、京都府から示される本算定に基づき現状よりも増あるいは減であればそれにあわせて増減する、または若干の増減であれば現状を維持するという選択肢もあり、状況を見ながら判断していきたい。</p>
委員	<p>私たちの一番の関心事は保険税がどうなるのか。私たちが期待していたのは京都府で一本になるのならば保険税も京都府で一本にするだろうということ。これならば事務を一本にするということだけでこれにメリットがあるのか。</p>
町長	<p>保険料の格差が高いところと低いところで2倍ある。それを一本化すると低いところからは反発が出る。平均した真ん中ぐらいに和束町の税率がある。本算定が示されたら現状との違いを見て方針を決めたいと考えている。</p> <p>市町村によって医療資源の偏在がある。その偏在も考慮に入れて京都府の保険料に対する方針が決められる。</p>
税住民課	<p>1月中に京都府から全市町村分が示され公表される。その後速やかに運営協議会に示させていただく。</p>

町長	現状高いところは喜ぶが低いところは急激に上がり、しかも医療資源が少ないということでなかなか一本化は難しい。
税住民課	激変緩和は上がる場所だけでなく、下がる場所にも適用される。
町長	安定化の拠出金を出しているが、これは高額な医療費に対応するための保険のようなもの。その基準を変えてもらった。それでも2～3千万払っている。逆に言うと本町の医療費の水準は健全なほうである。
税住民課	その基準の改正により27年度は黒字に転じた。
委員	京都府が標準保険料率を示してきて、それを市町村が決める権限はあるのか。
税住民課	各市町村が負担する納付金を算出するために標準保険料率が示されるが、特定健診や人間ドックなどの独自事業に係る経費を入れた市町村標準保険料率も示される。それに基づき市町村が税率を決定します。
委員	収納率はどう考えるのか。
税住民課	納付金の算定根拠として収納率が反映されるが、現年度分の過去3年の最低を使う。
委員	過年度分も含めた収納率が独り歩きすると困るので収納率の向上に頑張ってください。
町長	昔は交付金の関係で97%が一つの基準となっていた。 そのころに比べると今は95%前後となっており、努力が必要だ。
委員	一本化になると短期証や資格証の発行は京都府でやってくれるのか。そうなると収納率が上がる。
税住民課	資格証は現状発行していない。短期証は発行基準を持っておりそれに基づき発行している。 保険証については資格に関することでもあるので引き続き市町村の責務となる。

委員	本来国保運営協議会で議論すべきことが少なくなってくると思う。
町長	あくまでも条例改正等諮問事項については引き続きみなさまがたにお願いします。
委員	住民への周知の時期はいつぐらいか。
税住民課	<p>保険税について関心が高いと思われるが、本算定については1月中に示される。</p> <p>できるだけ早い段階で周知したいが、今はまだしたくてもできない。</p>
委員	保険証の記号番号はどうなるのか。
税住民課	<p>変わらない。</p> <p>保険者の名称に京都府が入ってくる。</p>
委員	保険証の色を変えるなど、変わったことがわかるような工夫をお願いします。
税住民課	<p>本町の場合、保険証の更新時期と重なるので、その対応はできる。</p> <p>ただ、対象者の少ない退職者医療の保険証の対応については現在検討中。できるだけ混乱のない形にしたい。</p>
委員	この一本化について市町村議会から代表が出るということはないのか。
税住民課	ありません。その代わり被保険者や公益代表等から構成される京都府国民健康保険運営協議会が本年度設置された。
委員	限度額はあるのか。
税住民課	<p>各市町村で条例に基づいて決めている。</p> <p>現在は医療分、支援分、納付金分合わせて89万円。</p>

6. 閉 会 前田副会長

